

日本スカンジナビア放射線医学協会規約

1994. 4. 8

1. 本会は日本スカンジナビア放射線医学協会と称する。
2. 本会は日本・スカンジナビア放射線医の友好と連絡を図り，両国の放射線学の交流，進歩を目的とする。
3. 本会の本部事務局を Scandinavian-Japanese Radiological Society AS N-OSLO 4. Norway に置く。
4. 本会の日本代表支部事務局を東京都文京区弥生1-5-2 II-102に置く（2011年9月に現住所に移転）。また，スカンジナビア代表支部事務局を Department of Radiology, Karolinska Sjukhuset, STOCKHOLM, Sweden に置く。
5. 本会は下記の会員を以て組織する。
 - (1) 正 会 員
 - (2) 名誉会員
 - (3) 顧 問
 - (4) 賛助会員
6. 正会員として入会できる者は日本およびスカンジナビア諸国の放射線科学に携わる医師及び幹事の推薦を受けた者とする。
7. 正会員は本会員の会費（連絡費）として毎年，金2,000円を納付するものとする（幹事は5,000円）。
8. 正会員で退会しようとするときは，その旨を本会代表支部事務局に届出るものとする。
9. 名誉会員及び顧問は日本・スカンジナビア放射線医学に特別功労のあるものについて，幹事会の賛成を得て推薦する。
10. 賛助会員は本会の趣旨に賛同し，本会の事業を援助するもののうちから幹事会が，これを推薦する。
11. 本会に下記の役員をおく。

代表：代表は2名とし，1名は日本より，1名はスカンジナビアより選任される。

幹事：若干名が選出される。内1名は総務を兼任する。推薦は幹事会によってなされる。

書記：若干名
12. 代表は幹事の互選とする。代表は，この会を代表し，幹事会とともにこの会を運営する。
13. 役員任期は4年とする。ただし重任を妨げない。
14. 本会の総会を2年に1度行う。時期は日本スカンジナビア放射線医学シンポジウム期間中とする。

15. 本会の支部会および幹事会を毎年1～2回行う。時期は特に定めない。
16. 本会は下記の事業を行う。
 - (1) 関係各国の放射線医学の研究事業の紹介，情報の交換を行う。
 - (2) 関係各国の放射線医の交流を行う。
 - (3) その他本会の趣旨に沿う事業を行う。
17. 本会の会計は，会費および寄付金により経理し，毎年1回決算報告をするものとする。会計年度は4月1日から翌年の3月31日までとする。（2008年4月改定）